

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 2 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己・ 12 平松 崇己・ 13 横山 光次
19 太田 義政

以上 1 2 名

欠 席 委 員 23 水谷 隆・ 21 坂野 大徹

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

録 署 名 者 5 若林 卓哉・ 9 竹尾 泰

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 買受適格証明願について
報告第 8 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 第2回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員、2名で、出席委員は12名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
5番 若林 卓哉委員、9番 竹尾 泰委員、よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、お願いいたします。
28ページの議案第1号、番号12をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、28ページの下合計欄について、合計16筆を14筆に、計12,231㎡を11,925㎡に、そして畑2,897㎡を2,591㎡に修正をお願いします。
続きまして、34ページの議案第4号、番号3をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。
また、この削除に伴い、37ページの下合計欄について、合計41筆を40筆に、計20,364㎡を19,850㎡に、そして、田12,093㎡を11,579㎡に修正をお願いします。
訂正は以上です。申し訳ありませんでした。

それでは、議案書の1ページから7ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から番号20で、件数20件、合計面積は86,251㎡で、その内訳は田が85,690㎡で畑が561㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

8ページから19ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から番号20で、件数は20件、合計面積は97,179.47㎡で、その内訳は田が73,775.07㎡、畑が23,053.91㎡、その他が350.49㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

20ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 進入路用地

番号2 長屋住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は1,081㎡で、その内訳は田が838㎡で畑が243㎡でございます。

21ページから22ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 資材置場及び駐車場用地

番号2 一般個人住宅及び進入路用地

番号3から番号8 一般個人住宅用地

番号9 太陽光発電施設用地

番号10 駐車場用地

番号11 一般個人住宅用地

番号12 駐車場用地

以上、件数は12件、合計面積は5,425.42㎡で、その内訳は田が619㎡、畑が4,031㎡で、その他が775.42㎡でございます。

23ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 太陽光発電施設用地

以上、件数は1件、合計面積は1,011㎡で、すべて田でございます。

24ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は620.28㎡で、すべて畑でございます。

25ページをお願いします。

報告第7号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 分譲用住宅用地

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数は1件、合計面積は577㎡で、すべて田でございます。

26ページをお願いします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物は卵、豚肉、牛乳。耕作面積は、田で1.

9 ha、畑で27.20 ha、採草放牧地で9.0 ha、合計38.10 ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

それでは、27ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,001㎡、受人 ____、面積 91,819㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖____、登記地目・現況地目とも田、面積 595㎡、受人 ____、面積 91,819㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 上野、申請地 河芸町東千里西番場____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,044㎡、受人 ____、面積 12,449㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町林墓ノ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,073㎡、受人 ____、面積 49,626.98㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町林曾武____、登記地目・現況地目とも畑、面積 366㎡ 外1筆、合計面積 622㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号6、地区 長野、申請地 美里町南長野中村____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,908㎡、受人 ____、面積 8,900㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号7、地区 高宮、申請地 美里町足坂舞谷____、登記地目・現況地

目とも田、面積 309㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

28ページをお願いします。

番号8、地区 安濃、申請地 安濃町清水式部 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 237㎡、受人 _____、面積 153㎡、渡人 _____。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町内多山出 _____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 254㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口長唄 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,507㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町野口朝日 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,716㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号13、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 451㎡ 外1筆、合計面積 659㎡、受人 _____、面積 49,626.98㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

なお、番号4、番号10、番号11、番号13につきましては、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしていることを申請書で確認しております。

以上、件数は12件、面積は11,925㎡で、このうち田が9,334㎡、畑が2,591㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員	5 番若林です。2 月 8 日に地元推進委員と現地を見させてもらいました。何ら問題ないということで許可をお願いします。
議 長	番号 3、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号 4、番号 5、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。4 番は 2 月 8 日、推進委員の方と事務局と現地確認をしました。特に問題ないと判断しました。 5 番につきましては事務局の説明にありましたように、空き家ごと購入されるということです。空き家に隣接する畑、一部の畑は宅地にされるということです。特に問題ないという判断をしました。
議 長	番号 6、地区 長野、番号 7、地区 高宮、お願いします。
清水委員	1 1 番清水です。2 月 8 日に推進委員さんと現地を見ましたところ特に問題ないということで、よろしくお願いします。6 番、7 番ともに同じです。
議 長	番号 8、番号 9、地区 安濃、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。両案件とも近くの人を買われるということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	番号 1 0、番号 1 1、地区 明合、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。どちらも安濃町のブルーベリーの件でして、問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号 1 3、地区 草生、お願いします。
横山委員	1 3 番横山です。推進委員と事務局とで確認いたしました。何ら問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号 1 2 を除いて、番号 1 から番号 1 3 について、地元委員さんから異議無ということです。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

29ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条第の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野山ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 990㎡ 外1筆、合計面積 1,980㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____ 外1名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2 地区 一身田、申請地 一身田中野四反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 993㎡ 外7筆、合計面積 6,804㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

30ページをお願いします。

番号3 地区 一身田、申請地 一身田中野一色____、登記地目・現況地目とも田、面積 466㎡ 外1筆、合計面積 571㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号4 地区 一身田、申請地 一身田中野一色____、登記地目・現況地目とも田、面積 462㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号5 地区 一身田、申請地 一身田中野宮ノ後____、登記地目・現況地目とも田、面積 820㎡ 外1筆、合計面積 1,629㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6 地区 一身田、申請地 一身田中野上西浦____、登記地目・現況地目とも田、面積 692㎡ 外2筆、合計面積 3,052㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7 地区 一身田、申請地 一身田中野山ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 419㎡ 外1筆、合計面積 1,411㎡、借受人____、面積 500,000㎡、貸渡人____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

す。

31ページをお願いします。

番号8 地区 一身田、申請地 一身田中野一色____、登記地目・現況地目とも田、面積 307㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号9 地区 一身田、申請地 一身田中野四反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 109㎡ 外1筆、合計面積 601㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号10 地区 一身田、申請地 一身田中野四反長____、登記地目・現況地目とも田、面積 992㎡ 外1筆、合計面積 1,752㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11 地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,128㎡ 外3筆、合計面積 3,534㎡、借受人 ____、面積 0㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、新規営農のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号12 地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,505㎡、借受人 ____、面積 0㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、新規営農のため、貸渡理由は、兼業による労力不足のためです。

32ページをお願いします。

番号13 地区 明合、申請地 安濃町野口西谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 986㎡ 外1筆、合計面積 2,126㎡、借受人 ____、面積 0㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、新規営農のため、貸渡理由は、兼業による労力不足のためです。

以上、件数は13件、面積は25,734㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

	番号1から番号10、地区 一身田、お願いします。
田村委員	4番田村です。1番から10番まで全て一身田の中野地区です。2月15日に現地確認を行いました。_____から引き継いだもので、事務局の説明通り問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号11から番号13、地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。これもブルーベリーの件で、賃貸借で行われるということで、よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号13について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。 皆さんいかがでしょうか。
若林委員	この_____の期間は何年になっていますか。
事 務 局	_____に関して、いずれの案件につきましても期間は10年間になっております。
若林委員	10年間、はいありがとうございます。
下井委員	3番下井です。今回の議案第2号で、借受人が名古屋とか大阪になつとるんですが、通勤するのか、常駐するのか、考慮しなくても良いんですか。
事 務 局	賃貸借契約をした2社とも通勤して管理するということと、それぞれ主要使用人がついておりまして、両人とも_____にお住まいで耕作に参加されるという申請になっております。
下井委員	わかりました。
議 長	よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定をいたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	33ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 村主、申請地 安濃町光明寺石ノ下_____, 登記地目 田、 現況地目 宅地、面積 58㎡ 外3筆、合計面積 167㎡、申請者 _____

—。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
平成13年頃から居宅を建て、物置を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は167㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員の方と事務局とで現地を確認させていただきました。周りは宅地で、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 34ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 99㎡ 外1筆、合計面積 671㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町大掛____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を家畜埋設用地とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されますが、家畜埋設地は農地法上の農業用施設に該当することから、第1種農地の不許可の例外に該当します。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新横山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 406㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本念佛田____、登記地目・現況地目とも田、面積 499㎡ 外3筆、合計面積 2,001㎡、受人 ____ 外1名、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。

許可証の交付につきましては都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

35ページをお願いします。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本下モ田____、登記地目・現況地目とも田、面積 488㎡ 外1筆、合計面積 1,383㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.5㎡、パネル設置率は、31.3%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 915㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、315.2㎡、パネル設置率は、34.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町林曾武____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 144㎡ 外1筆、合計面積 404㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和44年に居宅を建て、平成10年に増築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、申請地 美里町家所黒岩____、登記地目・現況地目とも田、面積 136㎡ 外3筆、合計面積 1,986㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、370㎡、パネル設置率は、19.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 辰水、申請地 美里町家所五会内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,275㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.9㎡、パネル設置率は、36.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

36ページをお願いします。

番号11、地区 長野、申請地 美里町南長野土井前____、登記地目 畑、
現況地目 原野、面積 419㎡ 外10筆、合計面積 5,163㎡、受人
____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

平成25年頃から先代の高齢化により耕作をしなくなったことから原野とな
った旨の始末書の提出があります。

パネル設置面積は、1,823㎡、パネル設置率は、35.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

37ページをお願いします。

番号12、地区 長野、申請地 美里町南長野棕廣____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 357㎡ 外2筆、合計面積 1,103㎡、受人 ____
____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、465㎡、パネル設置率は、42.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高宮、申請地 美里町足坂白檜____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 422㎡ 外1筆、合計面積 1,083㎡、受人 ____
____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,083㎡、パネル設置率は、45.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口朝日____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 565㎡ 外1筆、合計面積 921㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.8㎡、パネル設置率は、40.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 草生、申請地 安濃町草生野端____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 99㎡ 外1筆、合計面積 694㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、279.8㎡、パネル設置率は、40.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 村主、申請地 安濃町今徳中出____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 575㎡ 外1筆、合計面積 854㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、351.3㎡、パネル設置率は、41.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件で、合計面積は19,985㎡で、そのうち田が11,579㎡で畑が8,271㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして問題なしをいうことです。よろしくをお願いします。

議 長 番号2、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。2月8日に地元推進委員と事務局と現地を見さしてもらいました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号4から番号6、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。2月8日に地元の推進委員と事務局の方と一緒に現地確認をいたしました。

4番については、宿泊施設を作っておられて、その横に隣接する場所にあります。現況地目は畑になっておりますが、雑木が生えて荒れ地になっておりました。きれいにして駐車場にしたいということで特に問題ないと判断しました。

5番については宅地分譲地です。田圃を宅地化するというので、周りも宅地になっておるところでした。特に問題ないと判断をしました。

6番伊勢道の横の田圃です。これを太陽光にしたいということで問題ないと判断をしました。以上です。

議 長 番号7、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。確認に行って参りました。近年はお隣も荒れ地になっておりまして、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。2月8日に現地確認をしました。1号議案で空き家とも購入された方の関連です。事務局から説明があったように、始末書も出ておりますし、特に問題ないという判断をしました。

議 長	番号 9、番号 10、地区 辰水、番号 11、番号 12、地区 長野、番号 13、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11 番清水です。2 月 8 日、推進委員と現地確認をしました。 9 番も、10 番も問題ないということをお願いしたいと思います。 番号 11 につきましては、本庁から見えまして、部会長も立ち会いに見えました。ちょっと高台にありまして、耕作放棄地が目立つところで、作る人も出てきませんので、持ち主も高齢になってきたので。隣地というのは、ほぼ影響するようところがまず無いので問題ないと判断させていただきました。 12 番、13 番につきましても太陽光発電ですが、ここも人里離れたところで、問題ないと判断しました。以上です。
議 長	13 番も OK ですな。
清水委員	13 番も OK です。
議 長	番号 14、地区 明合、お願いします。
平松委員	12 番平松です。現地確認させていただいて、特に問題ないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号 15、地区 草生、番号 16、地区 村主、お願いします。
横山委員	13 番横山です。15 番、16 番ですけど、推進委員と事務局とで現地確認させていただきました。問題ないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号 3 を除いて、番号 1 から番号 16 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 4 号について、許可をすることに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で147, 330㎡、畑の賃貸借で6, 278㎡、契約件数は46件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で30, 740㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43, 063㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4, 447㎡契約件数は12件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で50, 414㎡、契約件数は15件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で7, 317㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて278, 864㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で10, 725㎡、合計契約件数は83件、合計面積は289, 589㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区31件、河芸地区6件、安濃地区7件、芸濃地区14件、美里地区1件で合計59件、合計面積は228, 993㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で71.1%、面積で79.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は4ページにあります1-28-2の外12件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。 整理番号 2－5 についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。該当するのは P 8 0 です。 < 退 室 >
議 長	この件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	続きまして、整理番号 3－9 から 3－1 2 についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	該当するページは P 9 2 ～ 9 5 です。この件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	続きまして、整理番号 4－3、4－4 及び 4－1 2 についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	該当するページは P 9 8、9 9 及び P 1 0 7 です。ご審議をお願いします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

若林委員 一つ教えてほしい。3 ページの神戸の方は、新規就農の方ですか。今、新規就農は有り難いことです。どういう方ですか。取り組んでもらうのは有り難いことです。確認しておいてください。

事 務 局 元々、小作地が86,000㎡ありますので、耕作はされております。

議 長 他にございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回第1農地部会を終了いたします。

午前11時11分

令和6年2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____